

令和4年度酒田市高齢者虐待の状況

資料1

令和4年4月～令和5年3月

◆養護者による高齢者虐待

相談・通報等の新規受付件数	26	
虐待と判断した件数	緊急事態	3
	要介入	11
虐待疑い	見守支援	12

※以下虐待と判断したものについて

①当課への相談・通報者			① 第一発見者	
ケアマネジャー	4	18.2%	3	21.4%
介護保険事業所職員	0	0.0%	0	0.0%
近隣住民・知人	1	4.5%	1	7.1%
民生委員	0	0.0%	0	0.0%
被虐待者本人	4	18.2%	2	14.3%
家族・親族	2	9.1%	2	14.3%
医療機関	0	0.0%	0	0.0%
※警察	4	18.2%	3	21.4%
その他	0	0.0%	0	0.0%
市町村・包括職員	7	31.8%	3	21.4%
合計	22	100.0%	14	100.0%

※警察への通報内訳

被虐待者本人	4	100.0%
虐待者本人	0	0.0%
家族・親族	0	0.0%
合計	4	100.0%

②被虐待者の性別

男性	4	28.6%
女性	10	71.4%
合計	14	100.0%

③被虐待者の年齢

65～69歳	1	7.1%
70～74歳	2	14.3%
75～79歳	6	42.9%
80～84歳	3	21.4%
85～89歳	1	7.1%
90歳以上	1	7.1%
合計	14	100.0%

④被虐待者の要介護度 (通報時点)

未申請 (自立相当)	3	21.4%
未申請 (認定相当)	2	14.3%
要支援1	1	7.1%
要支援2	1	7.1%
要介護1	1	7.1%
要介護2	2	14.3%
要介護3	1	7.1%
要介護4	2	14.3%
要介護5	1	7.1%
合計	14	100.0%

⑤被虐待者の認知症高齢者の日常生活自立度 (認定者)

自立または認知症なし	2	22.2%
自立度Ⅰ	1	11.1%
自立度Ⅱ	2	22.2%
自立度Ⅲ	3	33.3%
自立度Ⅳ	0	0.0%
自立度Ⅴ	0	0.0%
不明	1	11.1%
合計	9	100.0%

⑥虐待者の性別

男性	9	64.3%
女性	5	35.7%
合計	14	100.0%

⑦被虐待者と虐待者の続柄

夫	4	28.6%
妻	3	21.4%
息子	4	28.6%
娘	1	7.1%
息子の配偶者	1	7.1%
その他	1	7.1%
不明	0	0.0%
合計	14	100.0%

⑧虐待の発生要因

性格や人格・人間関係	3	21.4%
介護負担	6	42.9%
家族・親族との関係	4	28.6%
経済的要因	1	7.1%
その他	0	0.0%
合計	14	100.0%

※性格や人格・人間関係によるものうち虐待者側の要因0/3

⑨虐待の種別 (複数該当あり)

身体的虐待	12	60.0%
介護世話の放棄・放任	2	10.0%
心理的虐待	4	20.0%
性的虐待	0	0.0%
経済的虐待	2	10.0%
合計	20	100.0%

⑩分離の有無

分離あり	9	69.2%
分離なし	4	30.8%
その他	0	0.0%
合計	13	100.0%

⑪分離の内訳

契約による介護サービス利用	4	44.4%
やむを得ない事由等による措置	1	11.1%
緊急一時保護	0	0.0%
医療機関への一時入院	0	0.0%
その他	4	44.4%
合計	9	100.0%

⑫分離していない事例の対応 (複数該当あり)

養護者に対する助言・指導	2	40.0%
介護保険サービスの新規利用	0	0.0%
介護保険サービスの見直し	1	20.0%
その他	1	20.0%
見守りのみ	1	20.0%
合計	5	100.0%

酒田市高齢者虐待関係報告状況 年度ごと

■養護者による高齢者虐待

単位：件

	令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度	平成30年度	平成29年度
相談・通報件数	26	18	21	37	25	24
虐待と判断した件数	14	12	7	18	11	5

■保有ケース数（虐待と判断し、見守りを継続している等の件数）R5.3月末現在

現計	令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度	平成30年度	平成29年度以前
55	11	7	1	4	3	29

■養介護施設従事者等による高齢者虐待

	令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度	平成30年度	平成29年度
相談・通報件数	4	1	4	3	0	5
虐待と判断した件数	0	0	0	0	0	0

山形県高齢者虐待関係状況 年度ごと

■養護者による高齢者虐待

	令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度	平成30年度	平成29年度
相談・通報件数	集計中	286	260	380	328	321
虐待件数	集計中	127	124	156	146	157

■養介護施設従事者等による高齢者虐待

	令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度	平成30年度	平成29年度
虐待件数	集計中	2	4	3	0	1

全国高齢者虐待関係状況 年度ごと

■養護者による高齢者虐待

	令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度	平成30年度	平成29年度
相談・通報件数	集計中	36,378	35,774	34,057	32,231	30,040
虐待件数	集計中	16,426	17,281	16,928	17,249	17,078

■養介護施設従事者等による高齢者虐待

	令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度	平成30年度	平成29年度
相談・通報件数	集計中	2,390	2,097	2,267	2,187	1,898
虐待件数	集計中	739	595	644	621	510

1. 普及啓発活動として

◆民生委員等への周知

地域ケア会議等において虐待や認知症等の高齢者の見守りについて、個別支援や地域課題の情報、方策の共有を図りました。小地域ケア会議は概ね小学校区単位で年2回開催しました。

◆市広報等による市民への周知

- ・「私の街さかた」10月1日号に掲載しました。
(記事内容：高齢者・障がい者への虐待を防ぎましょう〈虐待相談についての周知〉)
※別紙参照
- ・市ホームページ上に高齢者虐待防止についてのサイトを常時掲示しています。

◆「高齢者及び障害者虐待防止講演会」の開催（権利擁護事業）

- ・ひきこもりの理解と地域での支え合い
10/25 10:00～ 場所 酒田市総合文化センターホール（1階）
講師：山形県立保健医療大学教授 安保 寛明 氏
参加人数：114名
※講演会広報、チラシは別紙のとおりです。

◆「高齢者虐待防止研修会」の実施

介護保険課ケースワーカー、及び地域包括支援センター権利擁護グループ（社会福祉士によるワーキンググループ）により、虐待防止をテーマに事業所、及び一般市民向けに研修会を実施しました。

日時	対象	参加人数	担当
4/5	新人介護職員	3	なかまち
4/5	社会福祉法人平田厚生会新任職員	3	ひらた
5/6	新任ケアマネ研修	13	高齢者支援課
6/23	みすみ訪問介護事業所	3	ひらた
12/1	居宅介護事業所	6	ほくぶ
1/20	酒田市社会福祉協議会ヘルパー	10	にいだ
1/30	法人内研修	6	ひがし
2/1	新屋敷自治会	14	まつやま
3/2	圏域内介護支援専門員	7	ほくぶ
3/13	デイサービスセンターいずみ	11	あけぼの

2. 関係機関との連携・協力体制について

◆酒田市高齢者虐待防止協議会の開催

年度内1回開催、各専門機関とのネットワークの充実を図りました。（7/20）

◆緊急保護時の連携（R4.4月～R5.3月）

- ・虐待要因のやむを得ない事由による措置 0件
- ・緊急保護の受け入れを依頼した実績 1件
- ・その他緊急一時保護対応 0件

3. 虐待に迅速かつ適切に対応するために

- ◆関係各機関と連携を行い対応したケースワーク、調査について
相談受付件数26件のうち
 - ・訪問を実施し事実確認および相談を行ったもの 15件
 - ・関係者より情報を収集し連絡調整を行ったもの 11件

- ◆職員研修
 - ・地域包括支援センター職員や、介護保険課職員が山形県等主催の虐待研修、情報交換会に出席しました。

本紙に掲載されている内容は、9月26日現在の情報です。新型コロナウイルス感染症の影響で、催しが一部変更・延期・中止となる場合があります。各催しに参加する際は、マスクの着用など感染予防対策にご協力をお願いします。詳細は各問い合わせ先に確認してください。

市政 Pick Up

Pick Up
4

高齢者・障がい者への虐待を防ぎましょう

【高年齢者への虐待】市高齢者支援課地域包括支援係 ☎26-5755、
【障がい者への虐待】市福祉企画課障がい福祉係 ☎26-5733

問題を抱えた世帯は地域から孤立してしまいがちな傾向がありますが、市民からの通報で早期の対応につながった事例もあります。重大な状況に陥る前の、早期発見・対応が重要です。

高齢者への虐待

●虐待に気が付いたら速やかに通報してください

通報者の情報や、相談の経緯は保護されます。また証拠などがなくても通報できます。

相談窓口／市高齢者支援課 ☎2

酒田市地域包括支援センター (担当小学校区)	電話番号
なかまち(琢成、松陵)	23-5591
にいだ(浜田、若浜、飛鳥)	22-2640
はくちょう(亀ヶ崎、松原)	21-0818
あけぼの(富士見、泉)	26-7789
かわみなみ (浜中、黒森、十坂、宮野浦、新堀、広野)	92-3451
ほくぶ(鳥海、西荒瀬)	28-2002
ひがし(平田)	94-2470
やわた(一條、八幡)	64-3777
まつやま(松山)	61-4033
ひらた(南平田)	52-3895

6-5755、または左記地域包括支援センター

●関係機関が次の対応を行います

家族などの養護者による虐待／事実確認(立ち入り調査など)、高齢者の安全確保、養護者の支援
施設職員による虐待／事実確認(訪問調査)、施設への改善指導など
◆地域包括支援センターでは高齢者の虐待、権利擁護の相談のほか、介護予防や認知症など、さまざまな相談に専門の職員が対応しています。

障がい者への虐待

虐待は障がい者の尊厳を著しく損なう行為であり、社会全体での防止に取り組んでいかなければなりません。叩くなどの身体的虐待を始め、怒鳴る、無視するなど心理的虐待など、障がい者への虐待行為は障害者虐待防止法で禁止されています

●虐待者、被虐待者の自覚は問いません

虐待をしている人が「指導・し

つけ・教育」の名の下に不適切な行為を続けていることや、虐待を受けている人が、自分のされていることが虐待だと認識していないこともあります。

●虐待に気づいたら速やかに通報してください

平日(午前8時30分～午後5時15分)／市福祉企画課障がい福祉係 ☎26-5733、☎23-2258
夜間・休日／市役所宿直室 ☎22-5111

●虐待対応の流れ

虐待のケースにより、関係機関が次のような対応を行います。
家族などの養護者による虐待／事実確認(立ち入り調査など)、一時的保護などの措置
施設職員・使用者による虐待／指導、勧告などの措置、措置の公表

障がいを理由とする不当な扱いについては、「障害者差別解消法」や「酒田市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例」でも禁止されており、必要な配慮を行うことが求められています。一人ひとりがお互いの人格や個性を尊重しながら、共に生活できる社会の実現を目指しましょう。

災害廃棄物の処理に関する測定結果について

市環境衛生課管理係 ☎31-0933

市では、平成24年12月28日をもって災害廃棄物の受け入れを終了しましたが、酒田地区広域行政組合最終処分場(埋立地)および周辺地域における放射線量などの測定を継続し、安全性を確認しています。測定結果は下表の通りです。この結果は、市ホームページでも公表しています。

1.最終処分場における測定結果

(1)地下水、放流水の放射性物質濃度 単位:ベクレル/リットル

月日	試料名	セシウム134	セシウム137	合計	基準値 ^{※1}
9/8	地下水 上流	不検出	不検出	不検出	(セシウム134濃度+60) +(セシウム137濃度+90)≦1
	地下水 下流	不検出	不検出	不検出	
	放流水	不検出	不検出	不検出	

(2)空間放射線量率

単位:マイクロシーベルト/時間

測定地点(高さ1m)	8/16	8/23	8/29	9/5	基準値 ^{※1}
敷地境界(4地点)	0.04 ~0.05	0.04 ~0.05	0.04	0.04 ~0.05	0.19以下
バックグラウンド ^{※2}	0.05	0.05	0.05	0.05	

2.最終処分場周辺地域における測定結果

空間放射線量率 単位:マイクロシーベルト/時間

測定地点(高さ1m)	8/16	8/31	基準値 ^{※1}
大平公会堂	0.04	0.03	0.19以下

※1基準値/「災害廃棄物等の山形県内への受け入れに関する基本的な考え方」に示されている値
※2バックグラウンド/自然放射線量を示し、敷地内で災害廃棄物の影響を受けない十分に離れた地点

本紙に掲載されている内容は、9月26日現在の情報です。新型コロナウイルス感染症の影響で、催しが一部変更・延期・中止となる場合があります。各催しに参加する際は、マスクの着用など感染予防対策にご協力をお願いします。詳細は各問い合わせて先に確認してください。

情報ボックス

5時まで市商工港湾課雇用対策係
へ ☎26-5757

紅葉の鶴間池と秋の恵み探し

日時/10月22日(土)午前8時30分～午後3時(小雨決行) ▼集合場所/八幡総合支所 ▼対象/18歳以上(高校生を除く) ▼定員/先着20人 ▼コース/同所〜荒木橋〜鶴間池 ▼服装/登山に適した服装 ▼持ち物/飲み物、昼食、雨具、マスクなど ▼費用/2千円(ガイド料、保険料など) ▼申し込み/10月14日(金)まで同所地域振興係へ ☎643111

高齢者・障がい者世帯などへの除雪ボランティア

対象/市内で除雪ボランティアに協力できる個人または団体(任意団体可) ▼活動内容/希望する高齢者・障がい者世帯などの生活通路(玄関/公道)の除雪 ▼奨励金/【個人】1日当たり1千円 【団体】1回当たり1千円 ▼登録/所定の申請書に記入し、市福祉企画課、地域福祉係、各総合支所健康福祉係へ直接。または右記二次元コード



▲申し込みフォーム

から

◆申請書は同課にあるほか、市ホームページからもダウンロードできます。
◆登録をしても必ず除雪をお願いします。

☎市福祉企画課地域福祉係 ☎26-5731

旧燈屋修復事業特別公開

日時/10月9日(日)、10日(祝)の午前10時、11時、午後1時、2時、3時 ▼場所/旧燈屋 ▼対象/どなたでも ▼定員/各回先着10人 ▼内容/旧燈屋の修復状況の説明と見学 ▼講師/市社会教育文化課職員 ▼申し込み/10月3日(月)午前10時〜市社会教育文化課文化財係へ ☎24-2994

徳尼公坐像修復報告会

日時/10月15日(土)午後1時30分〜4時30分 ▼場所/総合文化センター ▼対象/どなたでも ▼定員/先着50人 ▼内容/徳尼公坐像の修復状況の説明と見学など ▼講師/酒田三十六人衆代表 須藤秀明氏、東北古典彫刻修復研究所 渡邊真吾氏、酒田市文化財保護審議会 清野誠氏 ▼申し込み/10月5日(水)午前

10時〜市社会教育文化課文化財係
へ ☎24-2994

学び・講座

庄内柿を学ぼう！収穫しよう！

日時/10月22日(土)午前9時30分〜11時30分 ▼場所/旧内郷小学校 ▼対象/本市、遊佐町、三川町、庄内町在住の小中学生の親子 ▼定員/先着15組 ▼内容/庄内柿に関する講話と収穫体験(収穫した柿は持ち帰り) ▼講師/酒田市認定農業者会議会長 高橋一樹氏 ▼費用/大人300円、子ども100円(材料代・保険料) ▼申し込み/10月7日(金)午前10時〜18日(火)午後5時に総合文化センター1事務室へ費用を添えて、または下記二次元コードから



▲申し込みフォーム

☎市社会教育文化課社会教育係 ☎24-2981

サルベージフッキング

日時/10月22日(土)午前10時〜午後1時 ▼場所/酒田南高等学校 ▼対象/小学4年生以上 ▼定員/15人

程度 ▼内容/高校生や大学生と一緒に食品ロスについて学ぶ。家庭で余りがちなものと旬の食材を組み合わせた調理体験 ▼費用/500円(材料費) ▼申し込み/10月1日(土)〜市公式LINEメニュー内「イベントセミナー」から

◆詳しくは市ホームページを参照してください。

☎平田総合支所市民係 ☎5213913

「ひきこもりの理解と地域での支え合い」講演会

日時/10月25日(火)午前10時〜11時30分 ▼場所/総合文化センター ▼対象/どなたでも ▼定員/先着100人 ▼内容/ひきこもりの理解と地域での支え合い ▼講師/山形県立保健医療大学教授 安保寛明氏 ▼費用/無料 ▼申し込み/10月3日(月)午前9時〜左記二次元コードまたは市高齢者支援課地域包括支援係へ ☎26-5755



▲申し込みフォーム

酒田
まいぶれ
市主催以外の、イベントなどの情報はこちら



▲まいぶれ酒田ホームページ

ひきこもりの理解と 地域での支え合い

近年メディア等で取り上げられる「8050世帯」をご存じですか？

「8050世帯」とは、80代の高齢の親が、50代のひきこもり状態の子どもの生活を支えることで発生するさまざまな課題のことです。

ひきこもりを理解し、地域での支え合いへの一歩を一緒に学んでみませんか。

日時

令和4年 10月25日(火)

入場

無料

午前 10時～11時半

会場

酒田市総合文化センター「ホール」(1階)

定員

約100名

直接、会場へお越しください。



【最寄りのバス停留所】

文化センター前



講師

山形県立保健医療大学教授

あんぼ ひろあき
安部 寛明 氏

【略歴】

東京大学医学部健康科学・看護学科にて看護師・保健師免許取得。
その後、東京大学大学院医学系研究科博士後期課程を修了し、博士号
(保健学)を取得。

精神科での勤務経験や精神的困難をもつ人への訪問支援(アウトリーチ)
事業の統括を経て、2015年から現所属。山形県のひきこもり対策事業と
自殺対策事業等で、医療福祉関係者などへの研修を担当。

※ご来場の際はマスクの着用をお願いします。

※新型コロナウイルスの感染状況によっては

本講演会が一部変更・中止になる場合があります。

主催・お問い合わせ先 酒田市高齢者支援課地域包括支援係 電話 0234-26-5755

福祉企画課障がい福祉係 電話 0234-26-5733

令和4年4月～令和5年3月

相談・通報等の新規受付件数	5
虐待と判断した件数	2
虐待疑い	3

※以下虐待と判断したものについて

①相談・通報者の内訳（複数該当あり）

相談支援専門員	1	50.0%
障がい福祉サービス事業所	0	0.0%
近隣住民・知人	0	0.0%
民生委員	0	0.0%
被虐待者本人	1	50.0%
家族・親族	0	0.0%
医療機関	0	0.0%
※警察	0	0.0%
その他	0	0.0%
市町村・包括職員	0	0.0%
合計	2	100.0%

※警察への通報内訳

被虐待者本人	0	--
虐待者本人	0	--
家族・親族	0	--
合計	0	--

②被虐待者の性別

男性	1	50.0%
女性	1	50.0%
合計	2	100.0%

③被虐待者の年齢

～18歳	0	0.0%
19～29歳	0	0.0%
30～39歳	1	50.0%
40～49歳	1	50.0%
50～59歳	0	0.0%
60～64歳	0	0.0%
65歳以上	0	0.0%
合計	2	100.0%

④被虐待者の障がい支援区分（通報時点）

認定無し	1	50.0%
区分1	0	0.0%
区分2	0	0.0%
区分3	0	0.0%
区分4	1	50.0%
区分5	0	0.0%
区分6	0	0.0%
合計	2	100.0%

⑤被虐待者の障害種別（複数該当あり）

身体	1	50.0%
知的	1	50.0%
精神	0	0.0%
合計	2	100.0%

⑥虐待者の性別

男性	1	50.0%
女性	1	50.0%
合計	2	100.0%

⑦被虐待者と虐待者の続柄

親	2	100.0%
配偶者	0	0.0%
きょうだい	0	0.0%
その他の親族	0	0.0%
施設職員	0	0.0%
使用者	0	0.0%
その他	0	0.0%
合計	2	100.0%

⑧虐待の発生要因

性格や人格・人間関係	1	50.0%
介護負担	0	0.0%
家族・親族との関係	0	0.0%
経済的要因	1	50.0%
その他	0	0.0%
合計	2	100.0%

※⑧はすべて虐待者側の要因

⑨虐待の種別（複数該当あり）

身体的虐待	0	0.0%
介護世話の放棄・放任	1	50.0%
心理的虐待	0	0.0%
性的虐待	0	0.0%
経済的虐待	1	50.0%
合計	2	100.0%

⑩分離の有無

分離あり	1	50.0%
分離なし	1	50.0%
その他	0	0.0%
合計	2	100.0%

⑪分離の内訳

障がい福祉サービス利用	1	100.0%
介護保険サービス利用	0	0.0%
緊急一時保護	0	0.0%
医療機関への一時入院	0	0.0%
その他	0	0.0%
合計	1	100.0%

⑫分離していない事例の対応（複数該当あり）

養護者に対する助言・指導	1	50.0%
障がい福祉サービスの新規利用	0	0.0%
障がい福祉サービスの見直し	0	0.0%
関係機関連携	1	50.0%
見守りの強化	0	0.0%
合計	2	100.0%

酒田市障がい者虐待関係報告状況 年度ごと

	令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度	平成30年度	平成29年度	平成28年度
相談・通報件数	5	7	3	2	2	4	6
虐待件数	2	3	1	1	2	2	1
内養護者による虐待	2	3	1	1	2	2	1
内施設従事者等による虐待	0	0	0	0	0	0	0
内使用者による虐待	0	0	0	0	0	0	0

山形県障がい者虐待関係状況 年度ごと

	令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度	平成30年度	平成29年度	平成28年度
相談・通報件数	集計中	46	30	20	36	24	26
虐待件数		18	13	14	16	10	9
内養護者による虐待		15	10	9	13	9	8
内施設従事者等による虐待		3	3	5	3	1	1
内使用者による虐待		0	0	0	0	0	0

全国障がい者虐待関係状況 年度ごと

	令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度	平成30年度	平成29年度	平成28年度
相談・通報件数	集計中	11,775	9,985	9,110	8,577	7,714	7,466
虐待件数		3,085	2,801	2,737	2,745	2,618	2,520
内養護者による虐待		1,994	1,768	1,655	1,612	1,557	1,538
内施設従事者等による虐待		699	632	547	592	464	401
内使用者による虐待		392	401	535	541	597	581

令和4年度 障がい者虐待防止に向けた取り組み（実績）

1. 普及啓発活動

- ◆市広報等による市民への周知
 - ・令和4年度は「私の街さかた」10月1日号に虐待防止の記事を掲載した。令和3年度以前は高齢者支援課と別々に掲載していたが、4年度は共同で掲載（別紙参照）した。
 - ・市ホームページにて、障がい者虐待防止について掲示。
- ◆窓口での周知
 - ・手帳交付時に配布する「ほほえみの街」に障がい者虐待防止に関する内容を記載し、初期段階からの周知を図りました。
- ◆障がい者虐待防止研修会等の実施
 - ・高齢者支援課と共同で実施（10/25）。

2. 関係機関との連携・協力体制づくり

- ◆酒田市障がい者虐待防止協議会の開催
 - ・高齢者支援課と共同で障がい者虐待防止協議会を開催（7/20）し、各専門機関とのネットワークの充実を図りました。
- ◆相談支援事業所を中心とするネットワーク支援
 - ・障がい福祉サービスを利用する大多数の障がい者について相談支援事業所による計画相談の支給決定を行い、計画を基に関係者が一体的な支援をすることで、虐待の早期発見、円滑な対応が行えるように努めました。
 - ・計画相談を利用せず、セルフプランでサービスを利用している障がい者については、サービス提供事業所との連携を密にして虐待の早期発見、円滑な対応が行えるように努めました。

3. 虐待に迅速かつ適切に対応するために

- ◆関係各機関と連携し、虐待への対応（ケースワーク）を実施。
 - ・通報5件　うち関係機関と連絡調整を行ったもの3件
 - うち実地調査を行ったもの2件
 - うち虐待認定を行ったもの2件

本紙に掲載されている内容は、9月26日現在の情報です。新型コロナウイルス感染症の影響で、催しが一部変更・延期・中止となる場合があります。各催しに参加する際は、マスクの着用など感染予防対策にご協力をお願いします。詳細は各問い合わせ先に確認してください。

市政 Pick Up

酒田市地域包括支援センター (担当小学校区)	電話番号
なかまち(琢成、松陵)	23-5591
にいだ(浜田、若浜、飛鳥)	22-2640
はくちょう(亀ヶ崎、松原)	21-0818
あけぼの(富士見、泉)	26-7789
かわみなみ (浜中、黒森、十坂、宮野浦、新堀、広野)	92-3451
ほくぶ(鳥海、西荒瀬)	28-2002
ひがし(平田)	94-2470
やわた(一條、八幡)	64-3777
まつやま(松山)	61-4033
ひらた(南平田)	52-3895

高齢者への虐待
●虐待に気が付いたら速やかに通報してください
通報者の情報や、相談の経緯は保護されます。また証拠などがなくても通報できます。
相談窓口／市高齢者支援課 ☎2

Pick Up
4

高齢者・障がい者への虐待を防ぎましょう

●高齢者への虐待 市高齢者支援課地域包括支援係 ☎26-15755、
障がい者への虐待 市福祉企画課障がい福祉係 ☎26-15733

問題を抱えた世帯は地域から孤立してしまいがちな傾向がありますが、市民からの通報で早期の対応につながった事例もあります。重大な状況に陥る前の、早期発見・対応が重要です。

6-15755、または左記地域包括支援センター

●関係機関が次の対応を行います
家族などの養護者による虐待／事実確認(立ち入り調査など)、高齢者の安全確保、養護者の支援
施設職員による虐待／事実確認(訪問調査)、施設への改善指導など

◆地域包括支援センターでは高齢者の虐待、権利擁護の相談のほか、介護予防や認知症など、さまざまな相談に専門の職員が対応しています。

障がい者への虐待

虐待は障がい者の尊厳を著しく損なう行為であり、社会全体での防止に取り組んでいかなければなりません。叩くなどの身体的虐待を始め、怒鳴る、無視するなど心理的虐待など、障がい者への虐待行為は障害者虐待防止法で禁止されています

●虐待者、被虐待者の自覚は問いません

虐待をしている人が「指導・し

つけ・教育」の名の下に不適切な行為を続けていることや、虐待を受けている人が、自分のされていることが虐待だと認識していないこともあります。

●虐待に気づいたら速やかに通報してください

平日(午前8時30分～午後5時15分)／市福祉企画課障がい福祉係 ☎26-15733、☎23-12258
夜間・休日／市役所宿直室 ☎22-15111

●虐待対応の流れ

虐待のケースにより、関係機関が次のような対応を行います。
家族などの養護者による虐待／事実確認(立ち入り調査など)、一時的保護などの措置
施設職員・使用者による虐待／指導、勧告などの措置、措置の公表

障がいを理由とする不当な扱いについては、「障害者差別解消法」については、「障害者差別解消法」や「酒田市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例」でも禁止されており、必要な配慮を行うことが求められています。一人ひとりがお互いの人格や個性を尊重しながら、共に生活できる社会の実現を目指しましょう。

災害廃棄物の処理に関する測定結果について

市環境衛生課管理係 ☎31-0933

市では、平成24年12月28日をもって災害廃棄物の受け入れを終了しましたが、酒田地区広域行政組合最終処分場(埋立地)および周辺地域における放射線量などの測定を継続し、安全性を確認しています。測定結果は下表の通りです。この結果は、市ホームページでも公表しています。

1.最終処分場における測定結果

(1)地下水、放流水の放射性物質濃度 単位:ベクレル/リットル

月日	試料名	セシウム134	セシウム137	合計	基準値 ^{※1}
9/8	地下水上流	不検出	不検出	不検出	(セシウム134濃度+60) +(セシウム137濃度+90)≤1
	地下水下流	不検出	不検出	不検出	
	放流水	不検出	不検出	不検出	

(2)空間放射線量率

単位:マイクロシーベルト/時間

測定地点(高さ1.5m)	8/16	8/23	8/29	9/5	基準値 ^{※1}
敷地境界(4地点)	0.04 ~0.05	0.04 ~0.05	0.04	0.04 ~0.05	0.19以下
バックグラウンド ^{※2}	0.05	0.05	0.05	0.05	

2.最終処分場周辺地域における測定結果

空間放射線量率 単位:マイクロシーベルト/時間

測定地点(高さ1.5m)	8/16	8/31	基準値 ^{※1}
大平公会堂	0.04	0.03	0.19以下

※1基準値/「災害廃棄物等の山形県内への受け入れに関する基本的な考え方」に示されている値
※2バックグラウンド/自然放射線量を示し、敷地内で災害廃棄物の影響を受けない十分に離れた地点

令和5年度高齢者虐待防止に向けた取り組み（予定）

《基本姿勢》

これまでの取り組みを踏襲しながら、虐待防止など高齢者の権利擁護を支援する取り組みの更なる推進を図ります。「普及啓発活動」「関係機関の連携と協力体制づくり」「早期の適切な対応」を重点活動目標とし取り組みます。

1. 普及啓発活動として

- ◆市広報等による市民への周知
「私の街さかた」を活用し、高齢者虐待防止に関して一般市民への周知を図ります。
- ◆「高齢者及び障がい者虐待防止講演会」の実施
一般市民に高齢者及び障がい者の虐待防止や権利擁護についての理解が得られるように、講演会を開催します。幅広い分野から広く周知が図られるよう工夫しながら実施します。
※新型コロナウイルスの感染状況やワクチン接種状況をみながら、開催時期や内容、方法等を含め検討します。
- ◆「高齢者虐待防止研修会」の実施
地域包括支援センターや権利擁護グループ（社会福祉士ワーキンググループ）を中心に虐待防止研修会を地域（老人クラブ、自治会、サロン等）や事業所において実施します。適宜、寸劇やグループワークを取り入れ、効果的な啓発活動を展開します。

2. 関係機関との連携・協力体制づくりとして

- ◆酒田市高齢者虐待防止協議会の開催
各専門機関とのネットワークの充実を図ります。
- ◆緊急保護体制の構築
緊急保護事案発生時には速やかに関係機関と連携し安全の確保を図ります。認知症や精神疾患が疑われるケースについては医療連携の必要性が高まっているため、引き続き医療機関とも信頼関係の構築に努めます。
- ◆情報共有および早期発見に努め虐待の予防を図る
地域包括支援センター、警察、民生委員等との連携を行います。民生委員等へは引き続き地域ケア会議等を通じて虐待の早期発見、早期対応への協力を依頼していきます。
また、社会福祉協議会、自治会をはじめとする地域組織、一般企業（配食事業所や近隣の商店、金融機関等）等との連携を充実させ、見守りのネットワークづくりをさらに推進していきます。

3. 早期の適切な対応として

- ◆関係職員の対応スキルアップ
地域包括支援センターや高齢者支援課の職員が県等主催の研修会等に積極的に参加し、対応のスキルアップを図り、ケースワークを行います。
- ◆地域包括支援センター、居宅介護支援事業所との連携
適切な初動体制等の確立に向けて、情報収集の機能強化を図ります。

令和5年度 障がい者虐待防止に向けた取り組み（予定）

1. 普及啓発活動

◆市広報等を通じた周知

- ・市広報「私の街さかた」や市ホームページへの掲載、窓口等でのポスター掲示等を活用し、障がい者虐待防止に関して一般市民へ広く周知を図ります。

◆障がい福祉サービス事業所等への周知

- ・障がい者虐待についてのパンフレット等を事業所へ送付し、虐待防止の相談窓口、通報義務等の周知を図ります。
- ・相談支援専門員が集まる自立支援協議会（相談支援部会）において、通報義務等の周知徹底を図ります。

◆障がい者虐待防止研修会等の実施

- ・障がい者虐待防止研修会や出前講座の開催により、障がい者虐待に関する理解をさらに深める研修等を実施します。

2. 関係機関との連携・協力体制づくり

◆酒田市障がい者虐待防止協議会の開催

- ・各専門機関とのネットワークの充実を図ります。

◆相談支援事業所を中心とするネットワーク支援

- ・計画策定・モニタリングにおいて、相談支援事業所、サービス提供事業所と福祉企画課間で積極的に情報共有を図り、虐待の早期発見に努めます。
- ・セルフプラン利用者については、サービス提供事業所との連携を密にし、虐待の早期発見に努めます。

◆その他関係機関との連携

- ・虐待の早期発見のため、警察・民生委員等との連携・協力を図っていきます。

3. 虐待に迅速かつ適切に対応するために

◆関係機関と連携しながら、虐待事例への対応（ケースワーク）を行います。

◆障がいケースワーカーの対応スキルアップを目的とした、県等主催の研修に積極的に参加します。また事業所へも研修への参加を促します。

◆自立支援協議会（相談支援部会）等において、事例検討を通して情報共有、対応能力の向上等を図り、連携強化に努めていきます。

酒田市高齢者及び障がい者虐待防止協議会概要

(1) 設置の背景

平成 18 年 4 月 1 日、「高齢者虐待防止法」が施行。高齢者虐待に関する防止、早期発見、当事者への適切な支援のため、関係機関等との連携協力体制の整備が求められ、平成 19 年 8 月 15 日、「酒田市高齢者虐待防止協議会設置運営要綱」施行。同 8 月 30 日、第 1 回酒田市高齢者虐待防止協議会開催。平成 24 年 10 月 1 日「障害者虐待防止法」が施行。高齢者同様、障がい者に対しても同様の体制が求められたが、関係機関が類似していることから、平成 24 年度の第 2 回酒田市高齢者虐待防止協議会に諮り、本協議会に障がい者に対する機能を持ち合わせることを確認。平成 25 年 4 月 1 日、従前の要綱を改正、「酒田市高齢者及び障がい者虐待防止協議会設置運営要綱」とし、同年 9 月 2 日、第 1 回目の協議会を開催しております。

(2) 設置目的

「高齢者虐待防止法」「障害者虐待防止法」の規定に基づき、高齢者及び障がい者に対する虐待の防止、早期発見、虐待を受けた高齢者、障がい者及び養護者等に対する適切な支援を行うため、次の事務を所掌するものです。

- ◆虐待に関する情報交換、状況把握及び支援に関すること。
- ◆虐待防止に向けた広報その他の啓発活動に関すること。
- ◆虐待に関係する諸機関等の連携及び相互協力に関すること。
- ◆その他虐待防止について必要と認められる事項に関すること。

(3) 開催会議

◆協議会

関係機関の代表者で構成し、年 1 回開催。虐待に関する情報交換を通じて各関係機関が連携して支援するためのネットワークを構築するとともに、必要に応じ、事例検討について意見交換を行う。

◆個別事例検討会議

関係機関等の実務担当で構成し、随時開催。個別事例をアセスメント（評価）し援助方針や支援内容等を決定、具体的な支援を行う。

○酒田市高齢者及び障がい者虐待防止協議会設置運営要綱

(平成 19 年 8 月 13 日告示第 260 号)

改正 平成 24 年 5 月 30 日告示第 354 号平成 25 年 4 月 1 日告示第 202 号

令和 5 年 7 月 1 日告示第 443 号

(趣旨)

第 1 条 この告示は、高齢者及び障がい者虐待防止協議会（以下「協議会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 本市に、高齢者及び障がい者に対する虐待（以下「虐待」という。）の防止と虐待を受けた高齢者及び障がい者の適切な保護を図るとともに、虐待防止に係る諸機関等の密接な連携と相互協力により、虐待の防止に資することを目的とする協議会を設置する。

(所掌事項)

第 3 条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 虐待に関する情報交換、状況把握及び支援に関すること。
- (2) 虐待防止に向けた広報その他の啓発活動に関すること。
- (3) 虐待に係る諸機関等の連携及び相互協力に関すること。
- (4) その他虐待防止について必要と認められる事項に関すること。

(組織)

第 4 条 協議会は、次に掲げる委員をもって組織し、市長が委嘱する。

- (1) 別表に掲げる機関（以下「関係機関」という。）から選任する者
- (2) 識見を有する者
- (3) 健康福祉部長
- (4) その他市長が特に必要と認める者

2 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任委員の残任期間とする。

(会長)

第 5 条 協議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 会長に事故があるとき又は欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 6 条 協議会は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会には、会長が必要と認めるときは、委員以外の者を出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(個別事例検討会議)

第 7 条 協議会に、関係機関の実務者で構成する個別事例検討会議を置く。

2 個別事例検討会議は、支援が必要とされる高齢者への具体的な支援内容等を検討するため、必要に応じて随時開催する。

3 個別事例検討会議は、健康福祉部が招集する。

(庶務)

第 8 条 協議会の庶務は、健康福祉部において行う。

(守秘義務)

第9条 協議会の委員及び委員であった者並びに個別事例検討会議の構成員及び構成員であった者は、協議会の職務に関して正当な理由なく、協議会の職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が別に定める。

附 則

この告示は、平成19年8月15日から施行する。

附 則(平成24年5月30日告示第354号)

この告示は、平成24年7月1日から施行する。

附 則(平成25年4月1日告示第202号)

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(令和5年7月1日告示第443号)

この告示は、令和5年7月1日から施行する。

別表(第4条関係)

酒田市高齢者虐待防止協議会関係機関

区分	構成機関
地域福祉関係機関	酒田市民生委員・児童委員協議会連合会
	社会福祉法人酒田市社会福祉協議会
保健医療機関	一般社団法人酒田地区医師会十全堂
	山形県庄内保健所
警察	山形県酒田警察署
人権擁護関係機関	山形地方法務局酒田支局
	山形県弁護士会
	酒田人権擁護委員協議会
介護関係機関	酒田市地域包括支援センター
	酒田市ケアマネジャー連絡協議会
	酒田市介護サービス事業者連絡協議会
	酒田飽海地区特別養護老人ホーム連絡協議会
障がい福祉関係機関	酒田市障がい者地域自立支援協議会